

熱海市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 4 年度に実施した財政援助団体等監査の結果に対する措置状況報告書を熱海市長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 15 日

熱海市監査委員 山 田 義 廣
熱海市監査委員 竹 部 隆

令和4年度 財政援助団体等監査における指摘事項措置状況報告書

【団体名：熱海商工会議所】

指 摘 事 項

(1) 熱海商工会議所に関する事項

- ・未換金の扱いについて、熱海商工会議所から提出された補助事業実績報告書の添付書類である収支決算書に未換金分が支出額に含まれ計上されていた。
 - ・令和2年度市内消費喚起対策事業費補助金繰越明許分
「17時からクーポン事業」のクーポン券未換金分 996千円
 - ・令和3年度市内消費喚起対策事業費補助金
「芸妓・コンパニオン利用助成金」の未換金分 487千円
- ・換金期限を過ぎた未換金分を3月31日の決算日の支出額に含めることは誤りである。
- ・今後、類似事業を行う際は、今回の指摘を踏まえ適切な会計処理を行うこと、また、事業者に対して換金期限の周知徹底を図るよう留意されたい。

(2) 所管課：観光建設部 観光経済課に関する事項

- ・当補助事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用したコロナ禍の支援施策として、熱海商工会議所への委託要素の強い事業と見受けられた。
- ・事業計画の内容や実績報告書の収支決算書の誤りについては、所管課において当該書類の審査の段階で事前に気づき、指導や確認ができた内容でもある。
- ・補助金の交付にあたっては、交付申請や実績報告書等、事務上の手続で完了するのではなく、実施した証憑類との照合を行い内容が適正であるかの確認や、補助事業の目的を達成するため事業の遂行状況を把握し、適切な助言・指導を心掛けていただきたい。

所 属 名	措 置 状 況
部：観光建設部 課名：観光経済課	<p>【商工会議所への対応】</p> <p>○指摘事項にあげられた未換金分が支出額に含まれ計上されていたことについては、適正な執行と疑義のない収支となるよう指導した。</p> <p>○類似事業を行う際は、適切な会計処理を行うとともに、事業者に対して換金期限の周知徹底を図るよう指導した。</p> <p>【所管課の対応】</p> <p>○関係書類の審査にあたり、団体へのヒアリングを実施するとともに証憑類との照合を行い、適切な助言・指導を行う。</p>